

「令和5年度公式SNSを活用した観光情報発信事業」 提案競技仕様書

1. 目的

観光振興課公式SNSを活用し、本県が有する豊かな自然や食、伝統文化などの観光資源やイベント情報、「美肌県しまね」に関連した情報を県内外へ広く発信し、県のイメージ・認知度の向上、県外からの観光来訪の動機付けを図る。

2. 委託業務名

令和5年度公式SNSを活用した観光情報発信事業

3. 委託期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4. 委託料上限

7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記委託料には、広告費2,000,000円及び企画提案書に基づく委託業務の全てを含む。

5. 委託業務の内容

(1) SNS運営業務・コンテンツ制作業務

- 「ご縁も、美肌も、しまねから。」をキャッチフレーズに展開する県観光プロモーションのターゲットに合わせ、①30代～40代の女性、②ファミリー、③パートナーをターゲットとして、それぞれに情報発信を行うこと。
- 県内全域の観光地の情報や、自治体、民間事業者、団体等が開催する観光関連のイベント、旬のもの、注目を集めているもの、新しいもの、旅行商品などについて取材し、観光客の誘客につながる情報発信を行うこと。
- 県内全域（東部・西部・隠岐）に波及効果があるよう配慮すること。
- 「美肌県しまね」に関連した情報やコンテンツ、「絶景」、「体験」、「食」、「伝統文化」など、島根県ならではの魅力を具体的に伝えること。特に、観光客の目線で各スポットやグルメなどを体験したり、周遊したりするイメージが想起出来るよう、興味や関心を引く工夫を講じたコンテンツを制作すること。
- コンテンツ制作に当たっては、特に閲覧率や拡散性の高いリール動画（スマートフォン視聴を基本とした縦型動画）に注力し、(3)で示すTikTokやInstagramなどで効果的に活用すること。
- 公式SNSアカウントのフォロワー数や各種分析指標等について、「6. 目標設定と効果測定」で示すKPIを達成するための具体性がある提案や、より幅広いユーザーからの共感が得られ、「美肌県しまね」の認知度向上や誘客につながる独自の取組があれば提案すること。

【例】Instagram「ストーリーズ」の活用、インフルエンサーの活用 など

- 各SNSの特性やユーザー層を踏まえた素材の選定及びコンテンツ制作を行うこと。
- コンテンツの公開・掲載に当たっては、閲覧者数の増加や「美肌県しまね」の認知度向上に効果的なSNSの機能（ハッシュタグなど）を使用し、島根県の情報が拡がるように努めること。

[各SNSへの掲載回数]

島根県観光振興課Instagram	月20回程度、年間200回以上 (内リール動画による投稿を月10回程度)
島根県観光振興課Twitter	月20回程度、年間200回以上

島根県観光振興課Facebook	月20回程度、年間200回以上
島根県観光振興課TikTok(新規)	月10回程度、年間100回以上

(2) 取材・撮影

- ・ 動画や写真については、受託者において新規に取材及び撮影を行うこと。ただし、時期により撮影困難な素材（季節感のあるものやイベント関連等）を活用する必要がある場合は、既存の動画・写真データを使用できるものとする。
- ・ 撮影や編集に係る一切の費用（交通費、宿泊費、飲食費、撮影許可に要する費用等）については、全て委託料に含むものとする。
- ・ 取材・撮影の許可や、紹介する内容及び動画・写真については、受託者が該当施設や関係者に直接依頼及び確認を取った上で作業を進めること。

(3) 「TikTok」の運用

島根県公式アカウントとして新たにTikTokアカウントを作成し、主に若年層に向けた情報発信を行うこと。

(4) SNS広告業務

200万円分（SNS運営会社側へ支払う広告運用実費）のSNS広告を実施すること。また、広告実施後に配信結果を評価分析し、県へ報告すること。

なお、広告の内容や時期、配信金額等については、別途県が指示する。

(5) キャンペーンの実施

SNSを活用した観光客の来訪や周遊に繋がるキャンペーンを企画・実施すること。

6. 目標設定と効果測定

受託者は、各業務について運営目標（フォロワー数や各種分析指標等）のKPIを示すとともに、実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、県と協議の上決定すること。

受託者は、全体の達成目標に即した評価指標設定及び効果測定を行い、随時改善に向けたPDCAを実行すること。

7. 県との調整

- (1) 受託者は、業務遂行にあたり、県と月1～2回程度の定期的な打ち合わせを行うこと。
- (2) 受託者は、毎月の進捗状況を報告するほか、県から進捗状況の報告を求められた場合には、速やかに対応すること。

8. 著作権等

業務により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）その他の権利は、県に帰属するものとし、制作された著作物については、著作者人格権を行使しないことを許諾すること。

9. 二次使用について

本業務において制作されたコンテンツ（作成したデザインデータ、写真及び動画等）は、下記媒体において無償で二次使用が可能とすること。

- (1) 県もしくは県が指定する者が作成・運営するウェブサイト、紙媒体及びデジタルサイネージ等

(2) その他、県が目的達成に効果的と認める媒体

10. 完了報告及び成果物

受託者は、次の事項を記載した委託業務に係る事業完了報告書を、委託業務完了後速やかに県に提出すること。

(1) 委託業務に要した事業費

(2) 委託業務の実施による成果

- ・ 本業務で撮影、編集した動画や画像などのコンテンツデータ
- ・ 動画撮影内容、企画内容などをとりまとめたもの
- ・ フォロワー数や分析指標の変化等について、委託開始前と比較した検証を行うこと
- ・ SNS広告の配信結果の集計ならびに評価分析を行うこと
- ・ 実施した企画内容の詳細とその成果
- ・ その他本委託業務に実施した内容をまとめること

11. その他

- ・ この仕様書に規定するもののほか、実施にあたり疑義が生じた場合は、県と受託者双方で協議のうえ決定する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、県が指示した場合、投稿内容・企画の変更等を行うこと。